國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

日清・日露戦間期における海軍兵学校の生徒採用：地域社会・他機関との関係に着目して

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 國學院大學 公開日: 2024-03-13 キーワード (Ja): 海軍兵学校, 特別試験, 尋常中学, 定員, 学力 キーワード (En): 作成者: 山口, 昌也, Yamaguchi, Masaya メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000183

日清・日露戦間期における海軍兵学校の生徒採用

―地域社会・他機関との関係に着目して―

山口昌也

はじめに

日清戦争後、日本海軍は、来るべき対露開戦に向けた軍備拡張に伴って将校人員の不足を見込み、海軍兵学校（以下、海兵と略す）の生徒定員を急激に増やした。明治三十二年十二月入校の第三十期以降、同二十八年度の約六倍前後の生徒を採用している。[1] このような大量の生徒を、海軍はいかに採用したのであろうか。

この問題を考察するためには、まず地域社会との関係に着目する必要がある。近年の「軍隊と地域社会」に関する研究は、海軍志願兵を取り上げ、地域社会における「拠点形成」や「宣伝活動」によって、青少年とその周囲の大人たちに、海軍についてよく理解してもらい、青少年の「自発性」を引き出していたと指摘する。[2] 海兵生徒も「志願」である。海軍は、志願兵だけではなく、海兵生徒の採用においても、地域社会に暮らす青年たちの「自発性」を頼みとする必要があったのではないか。しかし、先行研究は、日清・日露戦間期の海軍が地域社会との関係の中で、大量の生徒をいかに採用したのかについて考察していない。

同戦間期の生徒採用は、海兵入試を通じ、他機関（文部省、尋常中学、私立中学）と無関係でいられなかった。海兵入試に関する先行研究によれば[3]、日清戦争後、尋常中学を管轄する文部省は、尋常中学卒業者の無試験入校を海軍に要請する。これに対し海軍は、文部省や、これまで多数の海軍志願者を輩出してきた私立中学との関係を考慮した末、「特別試験」制度を発足させた。この制度は、尋常中学卒業者と海軍大臣が認可する私立中学などの卒業者に対し、入試上の優遇措置を講じたものであったという。この先行研究の成果は、海軍が「特別試験」制度によって、これら優遇対象校からの志願を促進し、大量の生徒を採用しようとした可能性を示唆している。しかし、充分な検証はなされていないのである。

よって本稿は、日清・日露戦間期の海軍が、地域社会や「特別試験」制度を通じた他機関との関係の中で、大量の生徒をいかに採用したのかについて考察していく[4]。

本稿の第一では、日清戦争前後の海兵入試制度をめぐる動向について検討し、海軍が理想とした採用生徒像を明示する。第二は、海軍が志願者の多数獲得のため講じた諸方策について分析する。第三においては、多数の理想的生徒の選抜採用に成功する経緯が明らかとなる。そして最後に、本稿の内容を総括した上で、次のように指摘していく。すなわち、日清・日露戦間期の海軍は、全国にわたる試験会場の増設と、さまざまな地域社会における講話を通じた海軍理解の醸成によって、理想的な生徒（=「普通学」全般を充分に学修した者）を多数採用した。たしかにこの理解醸成の目的は、海兵生徒の志願者獲得に限定されているわけではなかった（同様に、志願兵獲得にも限定されていなかった）。しかし、海兵当局においては、その目的として生徒志願者の獲得が、明確に意識されていたのである。また、海軍は、多数の理想的な生徒採用の可能性を、尋常中学に限らず、条件を満たした全国の「公私立学校」にも見出し、「特別試験」制度を発足させた。しかし、採用時の不公平や、免除科目に対する学修意欲の減退といった問題に相次いで直面する。ゆえに海軍は、「特別試験」制度を廃止し、学歴不問の「平等一様」な入試に改めることによって、日露戦争後も引き続き、多数の理想的な生徒を採用しようとしたのであった。

本稿の引用史料中、仮名遣いは原則原文のまま、〔　〕は筆者によるものである。また、特段断りがない限り、旧字は新字に改め、適宜読点などを補い、「ㄱ」や「ゟ」などは、「コト」や「ヨリ」というように、カタカナ表記に変換した。

一　理想的な採用生徒像

明治二十四年、露国と清国の艦隊が相次いで日本に来航する。これに衝撃をうけた海軍では、海相西郷従道の下、海軍力強化のため組織改革が実施されていく。[5]

改革は海兵入試にまで及ぶものであった。二十六年四月、「士官及生徒下士卒教育法取調委員」は海相西郷に対し、「各学校ノ教育法」などについて「決議報告」をする。[6]その中に、海兵「生徒入校試験規格〔規則〕」があり、従来の入試三科目（英語・漢文・数学）に地理・歴史・物理・化学を加えていた。

この「決議報告」の後、同年十一月海軍兵学校条例の改正、十二月、同規則改正・教程の制定に続き、二十七年一月の生徒募集告示において、入試科目に「図画」「地理」「歴史」「物理」が追加された（化学除外・図画追加の理由は不明）。[7]

その結果、及第者数は、二十七年から二十八年までの二年間、募集定員よりも下回った。[8]海軍は、組織改革の一環として入試科目を増やし、募集定員以上の及第者を獲得できなかったのである。入試科目数は、下関条約締結から八か月後の二十八年十二月、もとに戻された。[9]

かかる中、海相西郷は文相蜂須賀茂韶から、二十九年十月六日、海兵入試制度に関わる、次のような要請を受ける。[10]すなわち、現在の海兵などの海軍諸学校においては「官公立尋常中学校ノ卒業生」であっても、「試験免除ノ特典」が得られていない。そして、海軍諸学校の生徒志願者は、「官公立尋常中学校」から海軍諸学校への「階梯」が「明確」でないため、海軍諸学校の受験対策に特化した、「一種ノ学科課程ヲ設ケタル私立学校ヲ経ル」のが、海軍諸学校及第の近道と考え、「官公立尋常中学校」を中途退学して東京府下のこれら「私立学校」などに転入する者も少なくない。その結果、「国民一般ノ中等教育ヲ負担シ各種高等教育ノ基礎タルヘキ尋常中学校」に影響をおよぼすだけではなく、「右転学者」の中には海軍諸学校の入試に落第した後、「志望」を変えても「素修ノ之ニ適セサル」ため、新たな「志望」も失敗する者が少なくない状況にある。よって将来的には、「尋常中学校卒業」をもって、海兵など海軍諸学校入校における「唯一」の「資格」としてほしい、と。

かくて文部省の要請とは、一見、尋常中学卒業のみに受験資格を限定してほしいというものであったが、尋常中学卒業者が「試験免除ノ特典」を得られていないと言及し、右要請に添付された「尋常中学校長」の「建議」に、[11]

体格検査ヲ除クノ外試験ヲ用ヰスシテ入学セシムル等ノ制ヲ定メテ、尋常中学校ヲシテ国民普通教育ノ終極タル実ヲ完フセンコトヲ某等切望ノ至リニ堪エス

とあるように、実質的には受験資格の限定化だけではなく、尋常中学卒業者の無試験入校も望むものであった。文部省は、かかる尋常中学校長たちの上申を受け、海軍に要請したのである。

海軍は、十月二十三日、文部省に対し、尋常中学「卒業者ノ学力如何ヲ見ル」ため、二十七年より本年までの「各府県尋常中学校」で実施した「卒業試験問題」ならびに「其成績表各一部ツヽ、御譲受ケ致度」、と依頼、十二月文部省よりこれらを受領する。[12]

文部省から要請を受けた海軍では、従来の入試三科目（英・漢・数）だけではなく、再度、「物理」「化学」なども試験科目に含めるべきとの議論がなされていく。

三十年一月、海兵校長日高壮之丞は、海相西郷に対する上申の中で、[13]現在の入試三科目に、「図画」「地理」「歴史」「地文〔地学のこと〕」「物理」「化学」の六科目を加えるべきとし、現在の入試では、「物理」や「化学」の基礎知識すらない、「普通学力」の「偏狭」な者を入校させてしまうと述べた。そして、

今日文部省ニ於テ普通教育ノ標準トシテ設定シタル尋常中学校ノアルニモ拘ラス、我海軍ノ専門ニ入ルノ生徒ヲ採用スルニ此ノ如キ偏狭シタル規格〔試験規則〕ヲ用フルハ策ノ得タルモノニアラス〔中略〕東京ノ私立学校ニシテ海軍志願者ヲ出ス者、例ヘハ海軍予備学校、攻玉社ノ如キモ其教育方針ヲ漸次改正シテ〔尋常〕中学校ノ如キ正則ノ科程ニ改正スルハ必然ノ勢ナレハ豪モ不都合ヲ感セサルヘシ、然レトモ俄カニ試験規格ヲ変更スルトキハ学生教育ノ方針ヲ惑乱セシメ、又前述ノ如キ私立海軍予備校ヲシテ其準備ニ遑アラシメサルノ嫌アレハ〔中略〕準備ニ余裕ヲ与ヘハ其弊害ヲ避クルヲ得ヘク、召募定数ヲ得ルコトモ亦難カラサルヘシト思考ス

このように日高は、尋常中学を念頭にした入試改正を主張した。そして、これまで多くの海軍志願者を輩出してきた「海軍予備学校」や「攻玉社」といった私立中学も、大勢として、尋常中学と同等の課程への改正に不都合がないとし、制度改正までの期間に余裕を持たせることによって、引き続き積極的な志願が見込めるとしたのである。後述のごとく、海軍は、「特別試験」制度の発足によって、「攻玉社」などを含む「公私立学校」

に対し、条件つきで入試上の優遇措置を講ずるとして、尋常中学と同等の課程への改正を求めていく。そして、多くの「公私立学校」は条件を満たし、優遇対象校として認定される。

海軍少佐坂本俊篤は、軍務局長山本権兵衛の命を受け、海軍将校・同相当官教育に関する「諸法規改正」について調査研究を実施した。三十年四月、坂本は、山本に対して提出したその研究成果の中で、海兵の入試科目改正について次のように言及している[14]。すなわち、海軍の専門である砲術や水雷術などといった「海軍科学」は、その基礎となるべき「普通学」の学修が「脆弱」では「沙上ノ楼閣」にひとしく、「根帯スル処」がない。ゆえに、

> 此普通教育ニ於テ完全ナル素養アルモノニ就テ詮衡スル処アランコトヲ要ス、是将来兵学校生徒学科試験ハ従来ノ偏狭ナル試験法ヲ廃止シテ、尋常中学校卒業ノモノニ在テハ英学・漢学・数学ノ三科目ヲ試験シ、其他ニ在テハ中学令ニ依テ定メラレタル普通学科目ノ全般ヲ試験スヘキモノトス

とした。さらに坂本は、同年九月、軍務局長山本に対し、ひろく「教育家」の所見を「取捨推敲」し、尋常中学卒業者に対する入試上の優遇案（英・漢・数のみの優遇試験案など）を提出した[15]。

軍務局長山本は海相西郷に対する報告の中で、坂本の提出案について、「未タ機宜ヲ得タルモノト認ムル能ハス」、とする。そして、これから相次いで改正される海軍教育制度の「一定」と「中学制度ノ普及ニ達スル迄ハ姑ラク」、学歴を問わず志願者全員、従来の入試三科目とともに、「物理」・「化学」・「歴史」・「地理」・「図学」を受験させることが「適当ト認ム」とした[16]。

かくて山本は、尋常中学制度の「普及」状況などから慎重を期し、尋常中学卒業者に対する優遇措置を一時見合わせたのである。この判断の背景には何があったのか。坂本は山本に対し、入試改正案に関する説明の中で、同じ「尋常中学卒」であったとしても、その教育実態として同一視できない状況にあり、近頃、それを改善しようとする動きがあると報告していた[17]。山本は、この坂本からの報告に加え、先の日高による上申や、前述の文部省が海軍に提出した「各府県立尋常中学校」の「卒業試験問題」と「其成績表」を参考に、かかる判断を下したと考えられる。

以上のように、日清戦争前、海軍は、組織改革の一環として入試科目を増やし、募集定員以上の及第者を獲得できなかった。

その後、入試科目数は従前に戻される。かかる中、海軍は文部省から要請を受けた。その要請とは、尋常中学卒業者の無試験入校と同卒業者に受験資格を限定するというものである。海兵校長という責任ある立場にあった日高や、海軍教育制度の改正について研究していた坂本にとって、理想的な採用生徒とは、従来の入試三科目（英語・数学・漢文）だけではなく、物理や化学などの「普通学」全般を充分に学修した者であった。従来の入試三科目では、この三科目以外の「普通学」科目の基礎知識すらない、「普通学力」の「偏狭」な者が入校していた。海軍の専門である砲術や水雷術などといった「海軍科学」は、これら「普通学」全般の充分な学修によって、成立するものである。そのため日高と坂本は、文部省の要請を受け、尋常中学卒業者を念頭におき、入試改正の必要を主張した。さらに日高は、海軍と関係の深い私立中学に対し、尋常中学と同等の教育課程に改めさせ、一定の配慮によって、引き続き積極的な志願が得られるとの見込みを述べる。坂本は軍務局長山本に対し、尋常中学卒業者に対する入試上の優遇案を提出した。しかし山本は、全国の尋常中学における教育改善の動きなどを背景として、優遇措置を一時見合わせる。

かくて海軍は、「普通学」全般の充分な学修者を採用しようと模索していた。かかる理想的な生徒の採用は、後述のごとく、特定の出身地域や学校からではなく、全国各地からの多数志願者の獲得によって、達成されていくのである。

二　志願者の多数獲得をめぐる諸方策

三十一年年三月、生徒一三四名を募集。入試科目は、同年四月制定の「入校試験及第規格」によって、「漢学」「数学」「英学」「雑科」（＝「地理、地文」「歴史」「物理」「化学」「幾何図・自在画」）とされた。[18] 同年十二月、募集定員以上の一三七名を採用する。[19] 海兵教頭富岡定恭は、海相西郷に対する右試験結果の報告において、さらなる志願者獲得をめざし、志願者たちの志望動機を、[20]

軍ニ関スル講話ヲ聴キタルト軍服ノ美ヲ羨望シタルト艦隊ヲ観覧シタル等、耳目ヨリ入リタル者多シ

と分析し、講話などがさらなる志願者獲得に有効であると認識したのであった。さらに、海兵校長日高は、三十二年一月九日、海相山本権兵衛に対する「入校試験地」に関する上申の中で、[21]

近年の募集定員増加に比べ、志願者数が増加しない原因について、第一に、

志願者自身ノ資力如何ニ依リ自然試験地遠隔、交通不便等ノ点ヨリ多費ヲ要スル為メ、不得止其ノ希望ヲ中止スルノ事実モ之レ有ルヤニ付

とあるように、試験会場が遠隔であるため、志願をとりやめる者がいるとした。第二は、「応募者ハ或地方ニ偏倚シテ一般ニ及ハス」、ひろく地域社会に「海事志操」が「普及」していないことにあるという。ゆえに、

試験場所増設変換ノ上、七ヶ所ニ設置相成候様致度、左スレバ附近ノ地ヘハ入校試験施行ノ都度出張員ヲ派シ、海軍ニ関スル講話ヲナサシメ候ヘハ、自然海事志操モ発揚シ志願者ヲ増加シ得ヘクト認メ候間、試験場増加ノ義ハ目下ノ急務ト存候条此段上申仕候也

「海事志操」とは、「海軍ニ関スル講話」の実施によって「発揚」され、さらなる志願者獲得につながると見込まれていることから、海軍に対する理解の程度を指すと考えられる。かくて海兵当局は、志願者の経済・交通事情に配慮した試験会場の増設と[22]、その周辺の地域社会における海軍理解の醸成によって、さらなる志願者を獲得しようとしたのである。

試験会場は、三十二年三月の生徒募集において、これまでの五ヶ所から、東京・京都・仙台・青森・鶴岡・金沢・松江・広島・高知・山口・熊本・鹿児島の十二ヶ所へと、大幅に増設された[23]。

そして、海軍理解の醸成は、試験会場の周辺地域に限らず、ひろく実施されていた。

簡閲点呼執行官笹岡千代松は、三十一年十二月、横浜鎮守府司令長官への「講話ニ関スル報告」の中で[24]、海軍に関する講話を、郡役所の官吏や尋常小・中学校の生徒、有志者を対象として、簡閲点呼の合間に実施したと述べている。講話内容は多岐にわたり、海軍軍備の意義や列国海軍に関するもの、日本海軍の沿革、軍艦内の生活、軍人の苦楽、日清戦争談、そして将校・下士卒「養成法」などであった。笹岡によれば、「地方海事思想ノ程度」は、「幼稚」というよりもむしろ「皆無」であるため、「間断ナク刺激ヲ加エ海国至当ノ志操ヲ喚起」しなければならないという。この「海事思想」についても、講話内容から、海

軍に対する理解の程度を指すと考えられる。

呉海兵団徴募官原要次郎は、三十二年度の徴募報告の中で[25]、大阪・京都の二府と畿内・北陸・中国地方の九県における「地方人民」は、海軍理解の程度が低いため、海軍はまず「地方官吏」や「有力者」に軍港と軍艦の有様を「目撃」させ、順次「一般ノ普及」をはからなければならないと指摘する[26]。そして原は、「郡長及校長」から「依頼」があるときは、「万事繰合セ臨場ノ上海軍談ヲ為シ」、「山間ニテ未ダ海軍ノ服制ダモ知ラサル如キ土地」においては、一行を率いて学校におもむき、「軍艦及艦内生活等ノ模様写真」について説明し、「海軍談」もしたという[27]。

水路部長肝付兼行は、「山形県私立教育大会幹事」からの「懇請」を受け、三十二年六月、同大会に出席し、「海軍志操ヲ一般ニ講話」した[28]。大会終了後、同大会の「幹事」は、海相あての書簡の中で、大会は「来会者千弐百名ニ達シ頗ル盛況ヲ極メ」、とりわけ「懇篤海事上ニ関スル講話」があったため、「会員一同非常ニ感動ヲ喚起」したのみならず、「将来地方海事思想発揮上」大いに「利益」があったという[29]。水路部は、水路測量・海図調製・航海保安などに関する事項を管掌した[30]。ゆえに、肝付の「海事上ニ関スル講話」とは、水路部の管掌事項を中心とした、海軍理解に資する内容であったと考えられる。

以上のように、海兵当局は、志願者の多数獲得のため、諸方策を講じていた。その方策とは、試験会場の増設と講話を通じた海軍理解の醸成である。試験会場の増設は、交通の便に恵まれない地域に住み、経済的に長距離移動できず、志願を断念した者をも獲得することが目的であった。また、海軍理解の醸成は、これまで海軍と無縁であった地域社会においても、ひろく海軍をよく理解してもらい、志願を促そうとするものである。そして、理解醸成の活動は、試験会場の周辺だけではなく、さまざまな地域社会において実施されていた。

このような中、「特別試験」制度は発足する。

三　理想的生徒の選抜採用

三十一年十二月、文部省は、海軍に対し、「去二十九年十月六日」に「照会」をして以来、「未タ御回答無之」、と回答を督促した[31]。この督促を契機として、三十二年二月、「特別試験」制度が発足する。同制度は、「官立道府県立尋常中学校ト同等以上ノ学科程度ヲ具備スルモノト認定シタル公私立学校」の卒業者に対

し、「漢学・作文」「英学」「数学」のみの「特別試験ノミ」を実施するものであった。[32] 前述のごとく、尋常中学卒業者に対する入試上の優遇措置は、一時見合わせられている。しかし、文部省の督促を受けた段階において海軍は、尋常中学の「普通学」教育の普及程度について、

最近数年間海軍兵学校生徒ノ成績ヲ検スルニ、尋常中学校ヨリ出身ノ生徒ハ普通学〔＝英・漢・数・化学・物理など〕ノ教育普及シ、之ヲ変則速成ノ私立学校出身ノ生徒ニ比スレハ、其ノ成績ノ良好ナルコト今ヤ争フ可ヘカラサルニ至レリ

との判断を下していた。[33] 尋常中学卒業者は海軍によって、理想的な採用生徒（＝「普通学」全般の充分な学修者）と認められたのである。一方で海軍は、文部省が求めていた尋常中学卒業者の「無試験採用」を、

連絡之一段ニ於テハ略ホ御同意ニ有之候得共、無試験採用ニ至リテハ諸種ノ弊害ヲ生スルノ嫌等ノ義ニ付

と却下していた。[34] この「諸種ノ弊害」とは何か。文部省の要請とは、尋常中学卒業者の無試験入校を求めるだけではなく、受験資格を同卒業者に限定するものでもあった。受験資格の限定化は、これまで多数の海軍志願者を輩出してきた、「攻玉社」などの私立中学との関係断絶を意味する。[35] しかし、海軍においては、さらに多くの志願者獲得のため、試験会場の増設や、講話を通じた海軍理解の醸成に努めているところであった。かかる折、「攻玉社」などの私立中学との関係断絶は、安定的な志願者の多数獲得において、「弊害」があると認識されたと考えられる。

一方、海軍において、「変則速成」の私立中学の出身者は、前述のごとく、英・漢・数以外の「普通」科目の学修が不充分と認識されていた。ゆえに海軍は、「公私立学校」に対し、条件つきで優遇措置を講ずるとして、尋常中学と同等の課程への改正を求めたのである。かかる考え方は、前述した三十年一月の、校長日高による意見具申にも確認できる。日高は、一定の配慮をすれば、私立中学に改正を求めても、引き続き積極的な志願が見込めると主張していた。実際、「攻玉社」含めた多数の「公私立学校」は、海相に対し、尋常中学相当の入学規則や学科程度などを示す書類を提出、「特別試験」制度の優遇対象

校として認定されている。[36]

かくて海軍は、「特別試験」制度の優遇対象として、尋常中学卒業者だけではなく、条件を満たした「公私立学校」の卒業者をも幅ひろく含めることによって、多くの志願者を獲得し、理想的な生徒を多数採用しようとしたと考えられる。

しかし、「特別試験」制度は、採用時に不公平を発生させる。海軍は、「特別学科ノ受験者」と「普通受験者」とを別々に「競争」させ、「特別」・「普通」のそれぞれの及第者数に応じて、「特別」・「普通」における各採用の割合を決めていた。この方法によって、「普通受験」における「入校最末ノ者」の、「歴史」「物理」「化学」など「雑科ノ点」を省いた漢・英・数の三科目合計得点は、「一三八、三〇」だったのに対し、「特別受験者」のそれは、「一五〇、五〇」という不公平が生じたのである。[37]三十三年六月、教頭富岡は、海兵を管轄する教育本部に対し、この事態を報告した。[38]その結果、全志願者は「特別」・「普通」を問わず、漢・英・数・三科目の合計得点での「競争」となる。[39]だが後述のごとく、「特別試験」制度は再び問題を生じさせた末、日露戦争後、廃止されていく。

三十三年十月、教頭富岡は校長河原要一に対し、「入校生徒」について「考慮」を要することとして、次のように意見を「開陳」している。[40]すなわち、日清戦争前までは、募集定員を抑制し、授業についていけないような者の採用を抑止していた。しかし、日清戦争後、いまだ海軍に対する理解が充分醸成されていない中、にわかに多数の生徒を採用しなければならなくなった結果、「劣等ナル生徒」が「混入」し、毎年少なくない落第者を出している。そして、ついには「退校ヲ命セラル、者」までいるような状況は、「実ニ遺憾ノ至リ」である。ゆえに、

> 爾来尚多数ノ生徒採用ノ必要アル折柄充分募集ノ方法ヲ専究シ、海事講話ハ勿論、試験地ヲ尚数多増加シ汎ク地方ノ志願者ヲ喚起招募シ可成学力豊富ナル生徒ヲ撰抜シ御採用相成様致度

という。かくて海兵当局にとって志願者の多数獲得は、理想的生徒の選抜採用に必要不可欠だったのである。志願者の多数獲得の方策は、引き続き、「海事講話」を通じたさらなる海軍理解の醸成と、[41]志願者に配慮した試験会場の増設であった。

三十四年三月、五ヶ所（新潟・名古屋・岡山・大分・佐賀）の試験会場が増設される。[42]十月、教頭東郷正路は、校長河原に対する三十四年の入試結果の報告において、

多数ノ学術受験者ヲ得候ハ全ク試験地五ヶ所ノ増設ト及、当事者ノ海事思想普及ニ尽瘁セラレタル結果ニ帰因スル者ト被存候

と試験会場の増設と海軍理解の醸成によって、志願者の多数獲得に成功したと評価した。[43] 海軍はこの年の入試において、「及第者四百名ニ達スル未曾有ノ最多数ヲ得」て、この中から、より「学力豊富ナル生徒」を選抜、翌三十五年一月、合計二〇〇名の生徒を採用したのである。[44]

さらに、同年、志願者が「千九百二十名ノ多キニ達シ、未曾有ノ最多数ヲ」得る。「各地出張試験官」の報告に徴しても、「志願者ハ年々増加ノ傾向」であり、「我海軍ノ為メ聊カ慶賀ニ堪ヘサル所」であった。海兵当局は、「本年ノ成績」に徴して「明年ノ結果」を「推察」すれば、「多少志願者ニ減少ヲ来ストスルモ試験方法ニシテ変セザランカ、二百名以内ノ定員ハ苦モナク採用シ得ベキハ小官ノ予期シテ疑ハザル所ナリ」、とする。[45] 翌三十六年、生徒一八〇名の募集に対し一九二名を採用した。[46] 三十七年に日露戦争が勃発した後も、募集定員以上の生徒を採用する。[47]

しかし、その一方で、「特別試験」制度においては、優遇対象者の免除科目に対する「勉強心」「減耗」という「弊害」が生じていた。日露戦争後の三十九年十二月、同制度は、「平等一様」に各科目の試験を行う方が、一人でも多くの「俊秀者」獲得に有利であり、また採用時の「公平」を保持する上からも「得策」として、廃止される。[48]

四十年一月、生徒一五〇名を募集、学歴を問わず全員が「国語及漢文」「英語」「数学」「地理地文」「歴史」「物理」「化学」「図画」を受験した。[49] 同年九月、一五〇名の生徒を採用する。[50]

おわりに

海軍は、日清戦争前、海軍力強化の組織改革の一環として入試科目の増加を行った結果、募集定員以上の及第者獲得に失敗し、日清戦争後に従前の入試科目に戻す。

このような中、海軍は文部省から、尋常中学卒業者のみに受験資格を限定し、無試験入校させてほしい、との要請を受けた。海兵校長という責任ある立場にあった日高や、海軍教育制度の改正について研究していた坂本にとって、理想的な採用生徒とは、従来の入試三科目（英語・数学・漢文）だけではなく、物理や化学などの「普通学」全般を充分に学修した者である。従

来の三科目による入試では、この三科目以外の「普通学」科目の基礎知識すらない、「普通学力」の「偏狭」な者が入校していた。海軍の専門である砲術や水雷術などといった「海軍科学」は、これら「普通学」全般の充分な学修によって、成立するものである。そのため日高と坂本は、尋常中学卒業者を念頭におき、入試改正の必要を主張した。さらに日高は、これまで多くの海軍志願者を輩出してきた「海軍予備学校」や「攻玉社」といった私立中学においても、大勢として、尋常中学と同等の課程への改正に不都合がないとし、制度改正までの期間に余裕を持たせることによって、引き続き積極的な志願が見込めるとする。坂本は、尋常中学卒業者に対する入試上の優遇案を、軍務局長山本に提出した。しかし山本は、全国の尋常中学における教育改善の動きなどを背景として、この優遇案を一時見送る。

その後海軍は、文部省の督促を契機として、尋常中学における「普通学」教育の普及程度を、理想的な採用生徒像に見合うものと再評価し、「特別試験」制度を発足する。同制度における入試上の優遇対象者は、尋常中学卒業者だけではなく、条件つきでひろく「公私立学校」の卒業者をも含んでいた。多くの「公私立学校」は、所定の条件を満たし、海相から「特別試験」制度の優遇対象校と認定される。海軍は、「公私立学校」に尋常中学と同等の課程へと改めさせ、学修上の問題を解決しようとした。そして、優遇対象を幅ひろく設定することによって、多くの志願者を獲得し、理想的な生徒の多数採用に努めたと考えられる。

しかし、「特別試験」制度は、運用早々、採用時に不公平を生じさせていた。そして、不公平解消の措置を講じた後も、優遇対象者の免除科目に対する「勉強心」減退という弊害が発生する。最終的に海軍は、「平等一様」に各科目の試験を行う方が、一人でも多くの「俊秀者」獲得に有利であり、また「公平」保持の観点からも「得策」として、日露戦争後、「特別試験」制度を廃止した。

一方で海軍は、地域社会に対する諸方策によって、多くの志願者を獲得していた。その諸方策とは、試験会場の増設と地域社会における海軍理解の醸成である。試験会場の増設は、交通の便に恵まれない地域に住み、経済的に長距離移動できず、志願を断念した者をも獲得することが目的であった。また、講話を通じた海軍理解の醸成は、これまで海軍と無縁であった地域社会においても、ひろく海軍をよく理解してもらい、志願を促そうとするものである。そして、理解醸成の活動は、試験会場の周辺だけではなく、さまざまな地域社会において実施されて

いた。海軍は、「特別試験」制度の発足以降も、引き続き、効果的な試験会場の増設と海軍理解の醸成に努める。そして、これら方策によって、多数の及第者から、より試験成績が良好な者を選抜採用した。

以上のように、日清・日露戦間期の海軍は、全国にわたる試験会場の増設と、さまざまな地域社会における講話を通じた海軍理解の醸成によって、理想的な生徒（＝「普通学」全般を充分に学修した者）を多数採用したのである。たしかにこの理解醸成の目的は、海兵生徒の志願者獲得に限定されているわけではなかった（同様に、志願兵獲得にも限定されていなかった）。しかし、海兵当局においては、その目的として生徒志願者の獲得が、明確に意識されていたのである。また、海軍は、多数の理想的な生徒採用の可能性を、尋常中学に限らず、条件を満たした全国の「公私立学校」にも見出し、「特別試験」制度を発足させた。しかし、採用時の不公平や、免除科目に対する学修意欲の減退といった問題に相次いで直面する。ゆえに海軍は、「特別試験」制度を廃止し、学歴不問の「平等一様」な入試に改めることによって、日露戦争後も引き続き、多数の理想的な生徒を採用しようとしたのであった。

（1）財団法人水交会『海軍兵学校　海軍機関学校　海軍経理学校』（秋元書房、昭和四十六年）二十四頁。
（2）木村美幸『日本海軍の志願兵と地域社会』（吉川弘文館、令和四年）。
（3）熊谷光久『日本軍の人的制度と問題点の研究』（国書刊行会、平成六年）二一三～二二一頁。品田毅『海軍兵学校の教育課程の研究』（学事出版株式会社、平成十三年）五十五頁～六十三頁。中村文雄「軍諸学校入学資格獲得をめぐる私学と官学との抗争」（『軍事史学』第二十三巻第三号、昭和六十二年）。
（4）本稿では、主として海軍省「公文備考」類と『帝国海軍教育史』を使用する。「公文備考」類は一次史料であり、『帝国海軍教育史』は、一次史料として現存していない史料をも含んでいるため、海軍教育史研究において必要不可欠な基本文献である。巻頭には、海軍教育本部長坂本俊篤名で、「帝国海軍教育制度ニ関シ執務参考ノ為本書ヲ印刷配附ス　明治四十四年十一月三日」、とある。
（5）水交会『海軍兵学校　海軍機関学校　海軍経理学校』、二十二頁。
（6）海軍教育本部『帝国海軍教育史』第七巻（原書房、昭和四十九年）「備考文書」（以下、第七巻は同じ）一～三頁、二十五～三十一頁。
（7）海軍教育本部『帝国海軍教育史』第二巻（原書房、昭和五十八年）、一六〇～一六三頁（条例）、一六七～一七六頁（規則）、一八二頁（募集告示）。
（8）同右、一七八頁、二五三～二五四頁。
（9）同右、二五八頁。
（10）Ref.C06091203800（アジア歴史資料センター）〔以下、略〕、明治三十二年　公文備考　教育四止　巻五（防衛省防衛研究所）〔以下、略〕。
（11）同右。
（12）同右。
（13）『帝国海軍教育史』第二巻、二九五～二九八頁。

(14)『帝国海軍教育史』第七巻、七十六頁、八十～八十一頁。

(15)『帝国海軍教育史』第二巻、二九八～三〇一頁。

坂本の提出した改正案には三案あった。第一案と第二案は、入試科目をほぼ尋常中学における学修科目に「匹似」させ、尋常中学卒の志願者には三科目（英・漢・数）のみの「特別試験」とし、それ以外の志願者に対しては、全科目（三科目＋地理・歴史・地学・物理・化学・図画）を受験させるものである。両案の違いは、三科目の合計得点において、「特別試験」の志願者とそれ以外の志願者とで「競争」させるか否かであった。第三案は、尋常中学卒業者の無試験入校である。坂本は、第一案は結局三科目での「競争」となるため、三科目以外の学修が疎かになると指摘する。そして第三案は、時期尚早とした。結論として、「第二案」を比較的「良案」としている（同右、三〇五頁）。

(16) 同右、三〇八～三〇九頁。「地学」除外理由は不明。「地理」に含む可能性あり。

(17) 同右、三〇四頁。次の豊田副武の回想は（三十五年海兵入校）、当時の尋常中学の実態をよく物語っている。豊田の在籍していた大分県立「杵築中学」は、「なにしろ出来たての学校だったから、万事につけて驚くほど貧弱なものだった。教室の不足、その他、設備やら器具の類もなにかと整っておらず、ことに私など、はじめの二年間は大分中学杵築分校の生徒としてお寺で教育されたりしたものだった。教室の不足はともかくとして、教程の遅れるのには実際困った。教員の数も足らず、たとえば一年間というもの英語教師がいないので、われわれの英語の時間には高師出の国語の先生が代講するといった有様だった。歴史などの遅れかたもひどかったものだった」。この「杵築中学」は、山本五十六と海兵同期の堀悌吉の出身校でもあった。豊田副武『最後の帝国海軍―軍令部総長の証言―』（中公文庫、平成三十年）十三頁参照。

(18)「官報」第四四二〇号、明治三十一年三月三十日。

(19)『帝国海軍教育史』第二巻、三八一頁。

(20) Ref.C06091149200、明治三十一年　公文備考　教育上　巻三、0239～0242（史料端に付された番号、以下同じ）。

(21)『帝国海軍教育史』第二巻、三八六～三八七頁。山本は三十一年十一月、軍務局長から海相に就任していた。

(22)「七ヶ所」の試験会場とは、東京・広島・京都・新潟・盛岡・鹿児島・福岡であった。同右、三八七～三八八頁。後述の三十二年三月の生徒募集でみるように、京都・鹿児島の試験会場新設は容れられ、さらに右上申にはなかった青森・山形県鶴岡・長野・松江・高知・山口に新設されることになる（金沢廃止・新潟新設、仙台廃止・盛岡新設、そして熊本廃止・福岡新設については不認可）。東京・広島は「従前之通」であったが、他五ヶ所の新設理由について、校長日高は次のように述べている（同右）。京都は「畿内諸国、四国、東南山陰諸国、愛知・滋賀・石川諸県ヘハ四通ノ便アリ、最適当ノ位置ニ有之候」、新潟は「京都新設ニ依リ金沢ヲ止メ、北国及山形長野地方ノ志願者ノ為メ」、盛岡は「仙台市ヲ止メ、宮城県以北、岩手・青森・北海道等ニ於ケル志願者ノ為メ」、そして鹿児島および福岡に新設する理由としては、「九州方面」は「志願者多数」により「従来ノ熊本一ヶ所」では「志願者ノ為メ不便少カラス」、たとえば宮崎県のごとき「僻地」にあっては「交通不便」のため広島で受験しなくてはならず、「然ルトキハ其費用少カラス、現ニ多数ノ志願者アルモ為メニ志望ヲ中止スルノ不幸アリ」、奄美大島や沖縄諸島のごときも「鹿児島ニ至ルハ容易」にして「現ニ鹿児島ニ就学スル者甚タ多シ」、奄美大島・沖縄諸島の学生の中には「多数ノ生徒志願ノ者」がいるが、「試験地熊本ニテハ交通容易ナラサル為メ其方向ヲ他ニ転スルモノアルニ至ル」、ゆえに「該諸島及宮崎県等ノ為メ鹿児島ニ新設ヲ要ス」、鹿児島に新設の上は熊本・長崎・佐賀・福

岡の志願者のため「海陸交通ノ便アル福岡」に新設する必要がある、と。

(23)「官報」第四七〇〇号、明治三十二年三月六日。

(24) Ref.C11080081300、公文書類　拾遺　巻一　官職　艦船　兵員　明治三十一年、1017〜1023。

(25) Ref.C06091218900、明治三十二年　公文備考　水路兵員巻十二、0248、0251。

(26)「艦隊」の「観覧」について、海軍は部外からの要望に応じ、実施している。二十九年二月、衆議院からの要望に応じ、衆議院議員の横須賀碇泊中の軍艦「縦覧」を認可していた（Ref.C10125865200、明治二十九年　公文雑輯　巻七　艦船三止　水路、0542〜0558）。さらに同年六月、海軍は、富山県知事と福井県知事から、軍艦廻航の要望を受け、両県に常備艦隊を派遣している（C10125865500（福井県）、Ref.C10125865700（富山県）、明治二十九年　公文雑輯　巻七　艦船三止　水路）。

(27) Ref.C06091218900、明治三十二年　公文備考　水路兵員巻十二、0259。

(28) Ref.C10126734400、明治三十二年　公文雑輯　巻九　医事　人事、0398。

(29) 同右、0399〜0401。

(30) Ref.A03020023900、御署名原本・明治二十一年・勅令第四十九号・海軍水路部官制廃止、水路部条例制定（国立公文書館）。

(31) Ref.C06091203800、明治三十二年　公文備考　教育四止　巻五。

(32)「官報」第四六九二号、明治三十二年二月二十四日。さらに同日、「生徒志願者学術試験及第規格」も制定され、「特別試験」の受験者は「漢学・作文」「英学」「数学」の三科目合計得点（及第水準百分の四十以上）で、それ以外の「一般受験者」はその三科目に「歴史」「物理」「化学」などの科目を加えた合計得点（百分の四十以上）で及第とし、採用数は特別・一般それぞれの「及第者ノ数」に応じ「按分比例」をもって定めることになる。『帝国海軍教育史』第二巻、四一〇頁参照。しかし、かかる採用方法は、後述のごとく、不公平を生じさせていく。

(33)『帝国海軍教育史』第二巻、四〇〇頁。

(34) Ref.C06091203800、明治三十二年　公文備考　教育四止　巻五。

(35) これら私立中学と海軍との深い関係についてよく物語る、次のような史料がある。すなわち、三十年九月、佐世保鎮守府司令長官は、「攻玉社」について、「端舟攻玉社へ下渡方」に関する海相への上申の中で、「該社ノ如キハ他ノ学校ト異ナリ、専ラ海軍志望ノ子弟ヲ教育シ該社創立以来学識技能ヲ修得シ海軍ニ出身スルモノ続々有之、其関連最モ密着ニシテ我海軍ニ与フル功力モ亦不鮮義ニ付、将来同社生徒訓練上且紀念トシテ別紙三隻下渡致度（中略）海軍思想養成ノ目的ヲ以テ特ニ下渡方御認許相成度」と述べている（上申は認可）。Ref.C10126103400、明治三十年　公文雑輯　巻七　艦船一、0317〜0319。

(36) Ref.C06091203900〜C06091206200、明治三十二年　公文備考　教育四止　巻五。

(37) Ref.C06091256100、明治三十三年　公文備考　教育二　巻三、1267〜1268。

(38) 同右、1263〜1264。

(39)『帝国海軍教育史』第二巻、四八二〜四八四頁

(40) Ref.C06091256200、明治三十三年　公文備考　教育二　巻三、1373〜1376。

(41) 海軍理解の醸成が不充分との認識は、海軍当局以外においても共有されている。明治三十三年度の呉鎮守府における海軍志願兵徴募報告によれば、海軍が身近ではない「山間地方民ノ脳裡」には、「到底無形ノ談話説話」だけではよく海軍について「瞭鮮会得」させられず、海軍軍人たちが自らの「親戚故旧」に海軍を紹介することによってはじめて、「自ラ進ンテ身ヲ海事ニ托スルノ念慮」が生ずる、という（Ref.

C06091273500、明治三十三年　公文備考　水路兵員兵器図書巻十四）。

また、三十四年十月十九日の『やまと新聞』上に掲載された、海軍大佐国友次郎の「海軍思想の奨励に就て」という談話記事には、日清戦争後は多少「海国の観念」を起こしたようにみえるが、群馬や埼玉のような内陸県では、いまだに「海の何たるを知らざるもの」が多いため、このような地域に出かけて大いに「海軍思想」を「鼓吹」したい、とある（Ref.J21050096800「やまと新聞」明治三十四年十月十九日、七六五号（スタンフォード大学フーヴァー研究所））。

三十四年、海軍大尉長尾耕作は、将校・兵の別を問わず、ひろく海軍軍人への志願を、海軍軍人やその関係者が地域社会において「勧誘」する手引きとして、博文館から『海軍出身案内』を出版する。内容は、海兵団や海軍兵学校など、海軍の各種教育機関に関する説明、志願方法、軍艦内での生活、待遇、「在郷海軍々人心得」、長尾自身の海兵生徒および少尉候補生時代の経験などというものであった。長尾は、その「緒言」において、我が国では、続々軍艦が建造されているものの、これを操縦する将校・下士卒の養成について重視されているとはいえない。海軍軍人の養成は「刻下の急務」である。「海軍の人士は此書を郷里に致して、自己の執筆弁舌に代ふへく、海軍部外の諸子は之を見て其向ふ所を選るを得可し」、と述べている。海軍大尉長尾耕作『海軍出身案内』（博文館、明治三十四年）。

(42) 『帝国海軍教育史』第二巻、四九二頁。

(43) Ref.C06091304300、明治三十四年　公文備考　教育一　巻三、0243～0244。試験会場の増設について、堀悌吉は（海兵三十二期、山本五十六と同期）、「海軍兵学校入学試験の受験地は其の頃迄、熊本が最近なりしが、明治三十四年度より大分も受験地となりしを以て、愈々受験を試ることに決心せり」、と回想している。大分県立先哲史料館『大分県先哲叢書　堀悌吉　資料集』第二巻（大分県教育委員会、平成十九年）一七一頁参照。

(44) Ref.C06091304200、明治三十四年　公文備考　教育一　巻三。三十四年十二月、海兵校長から教育本部長あてに、生徒一九五名採用を命じた旨の報告があり（0189）、同日、海兵副官より同本部副官に、三名の「入校延期」を許可したと「通知」（0206）している。しかし結局、「入校延期」三名の内、二名は入校できなかったため、翌三十五年一月、「入校延期」一名とともに「補欠」として四名を新たに採用した（0174～0715）。

(45) Ref.C06091375900、明治三十五年　公文備考　巻五　教育一、0161～0163。

(46) 『帝国海軍教育史』第二巻、六〇八頁、六四八頁。

(47) 三十七年「百五十名」募集（同右、六五九頁）、「百八十三名」採用（六七二頁）。三十八年「百五十名」募集（七二八頁）、「二百一名」採用（七八八頁）。

(48) 海軍教育本部『帝国海軍教育史』第八巻・増補一（原書房、昭和四十九年）二十三頁。

(49) 同右、二十九頁、三十三頁。

(50) 同右、四十五頁。

その後も（～四十四年）、募集定員を割ることはなかった。四十二年「百五十名」募集（同右、八十二頁）、「百五十名」採用（一七三頁）。四十三年「百二十名」募集（一七九頁）、「百二十名」採用（二七一頁）。四十四年「百二十名」募集（二七六頁）、「百二十名」採用（三〇七頁）。